

令和 2 年 4 月 1 4 日
産業経済局産業政策課

「新型コロナウイルス感染症の影響」に伴う市民の生活支援の拡充について

- | | | |
|---|--------------------------------|-----|
| 1 | 個人向け緊急小口資金等の申請窓口の増設について | P 2 |
| 2 | ワンストップ相談窓口の増設について | P 2 |
| 3 | 市内宿泊施設を活用したテレワークの推進について | P 2 |
| 4 | 市内飲食業・サービス業等と市民をつなぐ応援事業の実施について | P 2 |
| 5 | 各種団体への迅速・柔軟な対応の要請について | P 3 |
| | (1) 中小企業融資制度取扱金融機関への要請 | |
| | (2) 不動産関連団体への要請 | |
| | (3) 小売事業者への要請 | |

参考資料

- | | | |
|-----|---|-------------|
| (1) | 緊急小口資金等の特別貸付に関する相談窓口の拡充について | P 4 |
| (2) | 「新型コロナウイルスに関する事業者ワンストップ相談窓口」を八幡西区に増設 | P 5 |
| (3) | 市内宿泊施設を活用してテレワークを推進 | P 6 |
| (4) | 市内飲食業・サービス業等と市民をつなぐ応援事業の実施 | P 7 |
| (5) | 新型コロナウイルス感染症の広がりにより影響のある中小企業者への金融支援について | P 8 |
| (6) | 新型コロナウイルス感染症に係る賃料支払い猶予等について | P 9 |
| (7) | 新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言下における事業者の取組について | P 1 0 ~ 1 6 |

「新型コロナウイルス感染症の影響」に伴う市民の生活支援の拡充について

1 個人向け緊急小口資金等の申請窓口の増設（4月10日）

休業、失業等を理由に、緊急かつ一時的な資金が必要な方へ実施している緊急貸付の申請窓口を増設。【P4 参照】

現行（1ヶ所）	4月10日より（ <u>8ヶ所</u> ）
・市社会福祉協議会（ウエルとばた）	・市社会福祉協議会（ウエルとばた） ・ <u>各区役所社会福祉協議会（7ヶ所）</u>

2 ワンストップ相談窓口の増設（4月20日（予定））

雇用調整助成金申請支援と資金繰り相談に対応する「ワンストップ相談窓口」を増設。【P5 参照】

現行（2ヶ所）	4月20日（予定）より（ <u>3ヶ所</u> ）
・小倉北区（AIM） ・戸畑区（テクノセンター）	・小倉北区（AIM） ・戸畑区（テクノセンター） ・ <u>八幡西区（コムシティ）</u>

3 市内宿泊施設を活用したテレワークの推進（4月12日）

テレワークを推進するため、市内宿泊施設を活用したテレワーク推進の補助制度を創設。【P6 参照】

補助率	補助上限額
1/2	1人1日利用あたり3,000円

4 市内飲食業・サービス業等と市民をつなぐ応援事業の実施（予定）

クラウドファンディングを活用した飲食業・サービス業等への先払いの仕組みづくり、及び、既存のデリバリーサービスの仕組みを活用した地元飲食店のデリバリーサービスの支援。【P7 参照】

5 各種団体への迅速・柔軟な対応の要請

(1) 中小企業融資制度取扱金融機関への要請 (4月9日)

本市の中小企業融資制度取扱金融機関に対し、信用保証協会を通さずに金融機関が単独で行う融資における迅速な対応や、市の制度融資におけるこれまで以上の円滑な資金繰り支援について、協力を仰ぐ通知を発出。【P8 参照】

(2) 不動産関連団体への要請 (4月9日)

市内の不動産関連団体に対し、テナントの賃料支払い猶予等、弾力的な対応を要請する通知を発出。【P9 参照】

(3) 小売事業者への要請 (4月13日)

市内の小売事業者に対し、お客様が密集する場面を作らない取組み（ソーシャルディスタンス：概ね2m間隔）等を要請する通知を発出。【P10～16 参照】

令和2年4月9日
北九州市社会福祉協議会
北九州市保健福祉局

緊急小口資金等の特例貸付に関する相談窓口の拡充について

福岡県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金でお悩みの方に向けて、生活福祉資金の特例貸付を実施しています。

これまで北九州市では、市内1か所（市社会福祉協議会）で受付を行っていましたが、相談者の利便性を考慮し、下記のとおり各区に相談受付窓口を設置し、体制を拡充して受付を行います。

記

1 受付場所

受付窓口	場所	連絡先
北九州市社会福祉協議会 生活福祉資金相談コーナー	戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8階	093-882-4405
門司区事務所	門司区役所内	お問合せは 上記、電話番号に ご連絡ください。
小倉北区事務所	小倉北区役所内	
小倉南区事務所	小倉南区役所内	
若松区事務所	若松区役所内	
八幡東区事務所	八幡東区役所内	
八幡西区事務所	八幡西区役所内	
戸畑区事務所	戸畑区役所内	

2 受付開始日 令和2年4月10日（金）

3 受付時間 9:00～16:30 ※月～金曜日（祝日を除く）

4 必要書類等 事前に「生活福祉資金相談コーナー」にお問い合わせください。

【この資料に関するお問い合わせ先】

- 社会福祉法人北九州市社会福祉協議会 自立支援課
TEL：093-873-1296
(戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8階)

- 保健福祉局地域福祉推進課
TEL：093-582-2060

各位

「新型コロナウイルスに関する事業者ワンストップ相談窓口」を八幡西区に増設

本市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内事業者の支援を目的に、3月9日より市内2か所（小倉・戸畑）に「新型コロナウイルスに関する事業者ワンストップ相談窓口」を開設しました。

開設以降、資金繰りや休業手当等の助成制度である国の雇用調整助成金などに関する問い合わせに対し、電話も含め4,955件【約236件/日(4月7日時点)】の相談を受けています。

こうした状況に加え、新型コロナウイルスによる影響の長期化に備えて、**八幡西区黒崎（コムシティ内）にワンストップ相談窓口を増設すること**としました。

今回の増設で、利便性が高まるとともに、これまで以上に多くの方の相談に対応できることで市内事業者の経営の安定と雇用の維持につなげてまいります。

(1) 設置場所及び相談時間等：

	【増設】 黒崎ワンストップ相談窓口 八幡西区コムシティ6階 TEL093-642-2861	小倉ワンストップ相談窓口 小倉北区AIMビル8階 TEL093-551-3619	戸畑ワンストップ相談窓口 戸畑区北九州テクノセンタービル1階 TEL093-873-1433
雇用調整助成金 申請支援窓口 【事前予約制】	社会保険労務士 1人 相談時間：月～金 9:00～17:00	社会保険労務士 1人 相談時間：月～金 9:00～17:00	社会保険労務士 1人 相談時間：月～金 9:00～17:00
資金繰り 専門相談窓口	中小企業診断士等 3人 相談時間：月～金 9:00～17:00	中小企業診断士等 4人 相談時間：月～金 9:00～17:00	中小企業診断士等 4人 相談時間：月～金 9:00～17:00

(2) 設置期間：令和2年4月20日（予定）から当面の間

(3) 相談料：無料（全額、市で負担）

以上

【問い合わせ先】

■雇用調整助成金申請支援窓口について
雇用・生産性改革推進部 雇用政策課
担当：山口（課長）熊谷（係長）
TEL：093-582-2419

■資金繰り専門相談窓口について
雇用・生産性改革推進部 中小企業振興課
担当：本島（課長）加藤（係長）
TEL：093-873-1433

令和2年4月12日
産業経済局観光課

各位

市内宿泊施設を活用してテレワークを推進

緊急事態宣言の対象7都道府県では、出勤者を最低7割減らすとの総理発言を受け、本市においてもテレワークを推進するため、市内宿泊施設を活用したテレワーク推進の補助制度を創設しました。

現在、市内宿泊施設にテレワークプランの作成を依頼中で、でき次第、各施設が契約している旅行予約サイトなどで販売開始の予定。

また、北九州商工会議所などを通じて、市内企業にも「ホテルでテレワークプラン」の活用を呼び掛けます。

1 補助制度の概要

家庭の事情等で市内のホテルでテレワークを行う方に、1人1日利用あたり3,000円を上限に半額を補助。

市内宿泊施設が「テレワークプラン」を作成し、旅行予約サイトなどで販売。

2 ホテルでテレワークプランの内容

チェックイン9:00、テレワーク終了時間まで利用可。

遠距離通勤などで宿泊を希望する方は同一料金で宿泊も可。

【問い合わせ先】
産業経済局観光課
TEL093-551-8150
(担当：福山、徳永)

令和2年4月12日
産業経済局

各位

市内飲食業・サービス業等と市民をつなぐ応援事業の実施

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言に伴い、外出の自粛がすすみ飲食店をはじめ多くの店舗で来店客の減少など大きな影響が出ています。このような事業者と市民をつなぐマッチングサイトを既に作っていますが、更なる支援を行うため、以下の2つの事業の実施について、詳細の検討を始めました。

1 クラウドファンディングを活用した飲食業・サービス業等への先払いの仕組みづくり

クラウドファンディングを活用して、市内飲食業やサービス業の店舗への応援を募ります。応援していただいた方には、購入金額にプレミアムを付与した将来利用可能な応援チケット（食事券など）をお渡しします。

2 既存デリバリーサービスの仕組みを活用した地元飲食店のデリバリーサービス支援

市が大手小売店とタイアップして、既存デリバリーサービスの仕組みを拡充したプラットフォームを構築し、地元飲食店が登録できるようにすることで、地元飲食店のデリバリーサービスを支援します。

【問合せ先】
産業経済局商業・サービス産業政策課
連絡先 582-2050
担当者 上野、原田

北九産雇中第1888号
令和2年4月9日

北九州市中小企業融資制度
取扱金融機関 各位

北九州市長 北橋 健治

新型コロナウイルス感染症の広がりにより影響のある中小企業者への金融支援について

平素より本市中小企業融資制度の円滑な運用等につきましては、多大なるご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえて、中小・小規模事業者への資金繰り支援措置として「危機関連保証」の認定を行い、本市中小企業融資の景気対応資金を利用する場合、信用保証料の利用者負担をゼロにするとともに、貸出金利を0.9%に引き下げて対応しているところです。

ただし、中小・小規模事業者の中には、本市中小企業融資制度よりも、少額で迅速に借りることができる小口融資を希望されるケースも増えています。

つきましては、金融機関におかれましては、プロパー融資で柔軟な審査による迅速な対応を行っていただくとともに、市の制度融資についても、これまで以上に円滑な資金繰り支援にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

産業経済局雇用・生産性改革推進部
中小企業振興課
担当：鐵見 松岡 加藤 本島
TEL：093-873-1433
FAX：093-873-1434

北九産総産第12号
令和2年4月9日

各不動産関連団体の長 各位

北九州市長 北橋 健治

新型コロナウイルス感染症に係る賃料支払い猶予等について（依頼）

平素より本市産業経済振興にご協力いただき御礼申し上げます。

さて、国土交通省から、令和2年3月31日付け「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）」において、賃料支払いが困難なテナントに対する賃料支払い猶予のお願いがなされているところであります。

つきましては、賃貸用ビルの所有者など、飲食店をはじめとするテナントに不動産を賃貸する事業を営む事業者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、賃料の支払いが困難な事情があるテナントに対しては、その置かれた状況に配慮し、賃料の支払い猶予に応じるなど、柔軟な措置の実施を検討いただきますよう、貴団体加盟の事業者に対する周知について、本市からも重ねてお願いいたします。

【問い合わせ】

産業経済局産業政策課

担当：大和、黒岩

TEL：093-582-2299

令和2年4月13日

小売事業者の皆様へ

北九州市産業経済局長 鮎川 典明

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言下における事業者 の取組について（お願い）

日頃から北九州市政にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和2年4月7日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が福岡県に発令されました。

これを受けて、市民の不要不急の外出自粛が要請されるとともに、学校の休業期間の延長をはじめ、百貨店や娯楽施設などの自主休業が相次いでおります。

このような状況の中、市民が食料品や医薬品など生活必需品を購入するための外出は制限されておらず、生活必需品等の入手場所としての小売店舗の重要性は高まっております。一方、小売店舗では、不特定多数のお客様の来店が見込まれ、新たな感染源となるおそれもあります。

感染拡大を防ぐためには、「密閉」「密集」「密接」のいわゆる「3密」を避ける必要があるとされています。

そのため、本市では、小売店舗における感染抑止を図るため事業者様が実施し得る取組事例を、下記のとおりまとめました。事業者様におかれましては、お客様の安全安心を第一に各店舗の状況等を踏まえ、実施可能な取組みを導入いただきますようお願い申し上げます。また、店舗内のテナント様への周知にもご協力ください。

なお、万が一、店舗の従業員様などに感染者が出た場合のガイドラインについても、別添資料のとおり策定しておりますので、ご参考にしていただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

（1）お客様への啓発

うがい・手洗いの実施、マスクの着用、不要不急の外出自粛、3密を避ける行動など日常生活の行動指針を啓発するため、店舗での啓発ポスター（別紙）の掲示、店内アナウンス等を活用したお客様への周知にご協力ください。

(2) 店舗の衛生管理の徹底

従業員様（正規・非正規を問わず外部委託販売員等を含む。）のマスクや手袋の着用、消毒用アルコールの備え付け、検温等の健康管理の徹底、施設の換気、設備の消毒など、店舗の衛生管理の徹底をお願いします。

(3) 人が密集する場面を作らない取組み（ソーシャルディスタンス：概ね2m間隔）

お客様が店舗内の一部のエリアにできるだけ集中しないよう、以下のような取組み事例を参考に、各店舗の状況に応じた取組みの実施をお願いします。

【取組み事例】（別添資料をご参照ください。）

- ① お客様の来店が集中する週末営業の自粛や夜間の営業時間の短縮
- ② フードコートや休憩スペースの閉鎖または間隔を広くする措置
- ③ 有人レジの間隔を開けた運用やセルフレジの積極的な活用
- ④ レジの待機列の間隔を開けるための床面サイン表示
- ⑤ レジの待機列を整理するための誘導員の配置
- ⑥ レジ周りで飛沫感染を防止するための透明なビニールシートやプラスチック板の設置
- ⑦ バーゲンセールや物産展などの催事や集客イベントなどの自粛
- ⑧ タイムセール、曜日限定セール、週末朝市などの販促イベントの自粛
- ⑨ ご高齢のお客様などが優先して買物ができる時間帯の導入
- ⑩ 店舗内に一定数以上のお客様が入店できないようにする入店制限の実施

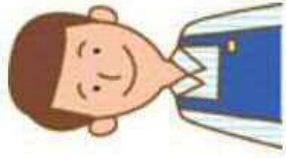
【参考】 啓発用ポスターは、下記URLからプリントアウトして掲示いただけますようお願いいたします。

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/200403_kaimono.pdf

お問い合わせ先

北九州市役所産業経済局商業・サービス産業政策課
連絡先：093-582-2050 担当者：新貝、原田

買物をする ときの お願い



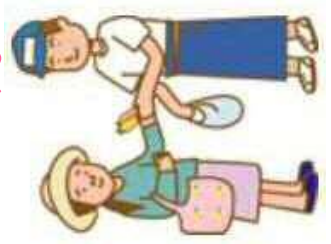
- ・買物をするときには、**感染予防**に加え、**他の方に感染させない気遣い**も必要です。
- ・お店によっては**買物の仕方**などを制限する場合がありますので、御理解・御協力ください。

買物の際には、**咳エチケット**を守り、前後に**手洗い・消毒**をしましょう。



転倒やケガをしないためにも、**密集しないこと**が大事です。

従業員の方々も**頑張**ってまいりますので、**協力**して**買物**をしましょう。



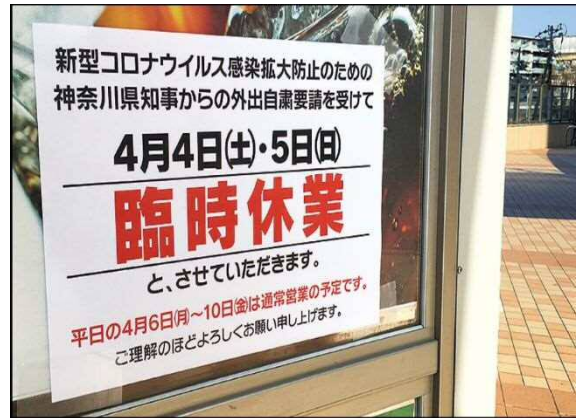
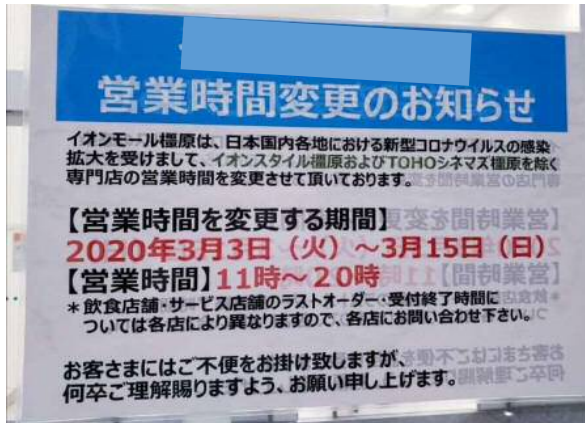
必要なときに
必要なだけ
買うように
しましょう。

人との距離を空けて、**密集**を避けたら、**感染**の危険性が下がります。

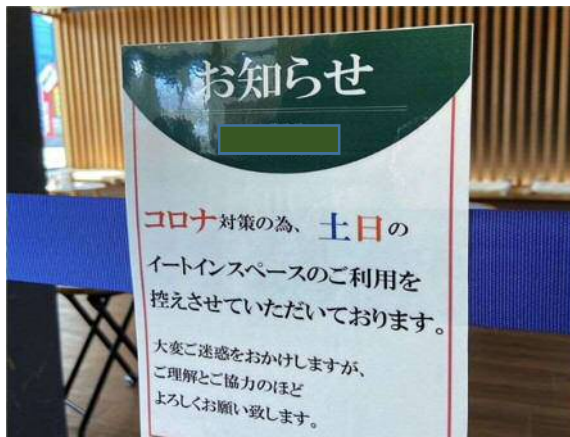
混雑を避けて**買物**をしましょう。



① お客様の来店が集中する週末営業の自粛や夜間の営業時間の短縮



② フードコートや休憩スペースの閉鎖または間隔を広くする措置



③ 有人レジの間隔を開けた運用やセルフレジの積極的な活用



④ レジの待機列の間隔を開けるための床面サイン表示



⑤ レジの待機列を整理するための誘導員の配置



⑥ レジ周りで飛沫感染を防止するための透明なビニールシートやプラスチック板の設置



⑦ バーゲンセールや物産展などの催事や集客イベントなどの自粛



⑧ タイムセール、曜日限定セール、週末朝市などの販促イベントの自粛



⑨ ご高齢のお客様などが優先して買物ができる時間帯の導入



⑩ 店舗内に一定数以上のお客様が入店できないようにする入店制限の実施

